

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成27年8月22日 16時00分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市浦県民サンビーチ沖 浦港南防波堤灯台から真方位202°490m付近 （概位 北緯34°32.4′ 東経134°59.7′）
事故の概要	水上オートバイT・T・T・T・Tは、浮体をえい航中、浮体の搭乗者1人が錨泊中のプレジャーボートに接触して負傷した。
事故調査の経過	平成27年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ T・T・T・T・T、0.2トン 260-47647兵庫、個人所有 3.02m (Lr) × 1.12m × 0.45m、FRP ガソリン機関、154.5kW、平成25年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 20歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年6月8日 免許証交付日 平成27年6月8日 （平成32年6月7日まで有効） 搭乗者A 女性 26歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか知人3人をソファ型 <small>ソファ型</small> の浮体（以下「本件浮体」という。）に乗せ、長さ約25mのえい航索で本件浮体をえい航して浦県民サンビーチを発進した。 船長は、発進場所の東方沖で遊走を終えた際、発進場所の北側に錨泊中のプレジャーボート（以下「本件錨泊船」という。）が見えたので、発進場所に近づいてから左転しようと思ひ、約10km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で西進した。 船長は、発進場所に近づいたので、左転を始め、本件錨泊船から約

	<p>10m離れた所を通過し、平成27年8月22日16時00分ごろ、後方を向いたところ、本件浮体が右舷方に振られ、搭乗者Aの頭部が本件錨泊船の右舷船首部に接触するところを見た。</p> <p>搭乗者Aは、突然衝撃を感じた。</p> <p>船長は、119番通報して救急車を要請した。</p> <p>搭乗者Aは、病院に搬送され、右後頭部裂創、頭部打撲及び外傷性頸部捻挫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>船長が勤務する店は、マリンスポーツを体験させる事業を営んでいた。</p> <p>船長は、本事故の約2か月半前に特殊小型船舶操縦免許を取得し、本事故までに浮体をえい航した経験が約500回あり、本事故当日は約50回浮体をえい航していた。</p> <p>船長は、本事故当時、約20km/hの速力で遊走していた。</p> <p>船長は、ふだん、遊走を終えて発進場所に戻る際、発進場所の北東方沖に一旦移動してから南西方に向けて直進していた。</p> <p>船長は、発進場所に向けて左転する際、約10km/hの速力で浮体をえい航しているため、本件浮体が右舷方に振られずに本件錨泊船から約10m離れた所を通過すると思っていた。</p> <p>搭乗者は、全員が両足を前に伸ばし、取っ手を握って本件浮体に座っていた。</p> <p>搭乗者Aは、本件浮体の進行方向の右側から2番目に座っていた。</p> <p>搭乗者Aは、本件錨泊船の存在に気付いていなかった。</p> <p>本件錨泊船は、本事故当時、船首を北東方に向けていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、浦県民サンビーチ沖において、本件浮体をえい航中、船長が、本件錨泊船に接近して左転したことから、本件浮体が遠心力により右舷方に振られ、搭乗者Aが本件錨泊船に接触して負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、約10km/hの速力で本件浮体をえい航しているため、左転しても本件浮体が右舷方に振られないと思っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、浦県民サンビーチ沖において、本件浮体をえい航中、船長が、本件錨泊船に接近して左転したため、本件浮体が遠心力により右舷方に振られ、搭乗者Aが本件錨泊船に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、</p>

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、浮体をえい航中に転舵する際は、遠心力による振れに注意すること。・ 船長は、浮体搭乗者に、頭部保護用具を装着させることが望ましい。
--	--

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院Webページの地理院地図使用